

次世代育成支援対策推進法にもとづく一般事業主行動計画（第二期）

社員が、仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるような働きやすい環境の整備を図るとともに、女性従業員の勤続年数の向上をはかるために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年（2025年）4月1日 ～ 令和10年（2028年）3月31日（3年間）

2. 内容

【目標1】

◇年次有給休暇取得の日数を一人当たり、年平均12日以上とする。『継続』

<対策>

- ①2022年度～ 年間予定表に、年間5日以上の有休促進日を設ける
(年末年始・ゴールデンウィーク・飛び石連休の間等)
- ②2021年4月～ 時間有休制度(1時間単位、年5日40時間)の有効活用を促す
- ③2022年7月～ 半年に1度、部門長に部員の取得日数一覧を送付し部員に通知するとともに取得を促す

【目標2】

◇女性の平均勤続年数を男性社員の平均勤続年数の70%以上とする。

<対策>

- ①2024年4月～ 時差出勤制度の有効活用を促す
(始業・終業時間を調整することにより、子育て等に取り組みやすい勤務時間体系の促進)
- ②2021年4月～ 子供が中学校就学前までの育児短時間勤務(5.5～7.0時間)制度について再周知し、柔軟な働き方による離職防止を図る
- ③2023年11月～ 「魅力ある職場づくりワーキング」にて各拠点の女性同士の意見交換(相談できる環境)の場を継続的に設け離職防止を図る